		【主たる事務所の所在地】ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス　私書箱309、メイプルズ・コーポレート・サービシイズ・リミテッド気付	
同上	同上	【名称】ダイワ　ウェルスマネジメント　セレクト　ポートフォリオ―ダイワ　ジャパン　フォーカス　ファンド（ダイワSMA専用） 【主たる事務所の所在地】同上	―

⑽
届　　出　　日　平成22年４月26日
届　　出　　者　プライスウォーターハウスクーパース　アクチエンゲゼルシャフト監査法人
住所又は所在地　ドイツ連邦共和国　60439　フランクフルト　オロフ・パルメ・シュトラーセ35

変更年月日	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
2010年４月15日	財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等	―	ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・ヴァルトパピア・ゲーエムベーハー

⑾
届　　出　　日　平成22年４月28日
届　　出　　者　ケーピーエムジー　オーディット・ピーエルシー
住所又は所在地　英国、EC4Y 8BB、ロンドン市、ソールズベリ・スクエア８

変更年月日	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
2010年３月10日	財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等	ケーブル・アンド・ワイヤレス・コミュニケーションズ・ピーエルシー	ケーブル・アンド・ワイヤレス・ピー・エル・シー
2009年２月１日	名称又は氏名（代表者）	オリバー　タント	リチャード　ベニソン

⑿
届　　出　　日　平成22年４月28日
届　　出　　者　ケーピーエムジー　エスピーエー
住所又は所在地　イタリア共和国　ミラノ市　20124　ビットル　ピサーニ通25
平成22年４月19日付で資本金の額又は出資の総額が変更された。

⒀
届　　出　　日　平成22年４月28日
届　　出　　者　ケーピーエムジー　ケイマン諸島
住所又は所在地　ケイマン諸島、KY1-1106、グランド・ケイマン、クリケット・スクウェア、センチュリー・ヤード、私書箱493

変更年月日	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
2009年10月28日	財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等	【名称】UW・ファンド―UW・マカオ・ファンド1号 【主たる事務所の所在地】香港、セントラル、ファイナンス・ストリート８、トゥー・インターナショナル・ファイナンス・センター36Ｆ	―

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第２３９号
静岡県藤枝市岡出山２丁目10番３号コーポすずきＢ－１
債務者　杉村　京一
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　増田　英行
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月26日午後１時40分
５　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４０号
静岡県藤枝市岡出山２丁目10番７号コーポすずきＡ－３
債務者　杉村　栄助
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　増田　英行
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月26日午後１時40分
５　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７２号
新潟市西区小針が丘２番７号
債務者　片桐　敏夫
１　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　二岸　直子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月３日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５１号
宮崎市清武町今泉6481番地３
債務者　下村　裕子（旧姓坂本）
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　橘　　潤
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月27日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３３４号
仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目１番地　鶴ヶ谷第一市営住宅２棟309、申立時の住所仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目４番地　市営住宅２Ｂ８棟48
債務者　相良　秀昭
１　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　千葉　達朗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月24日午後２時５分
５　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係